

放送と通信の在り方について

平成18年6月5日
規制改革・民間開放推進会議
重点事項推進ワーキンググループ

公共放送

○ 放送法制定時と比較すると、多メディア・多チャンネル化が進行し、選択肢が豊富に存在



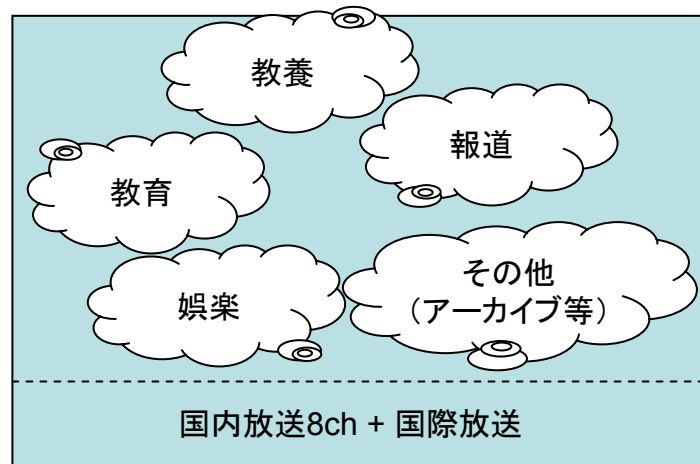
○ 視聴者に選んで見てもらう、満足してもらうという姿勢が重要。

・受信料制度は本来廃止すべき。

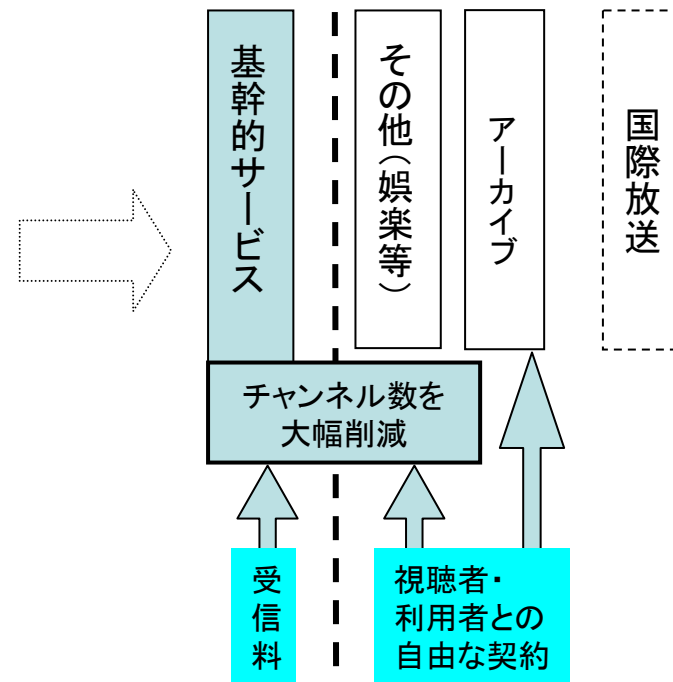
・当面維持するとしても、受信料収入をもって行う公共放送の事業範囲は真に必要なものに限定

・それ以外の事業は廃止すべきは廃止、自由な契約に基づく料金収入等を財源とし制約を緩和・撤廃

公共放送としては大幅に削減が必要

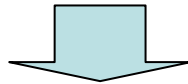


公共放送として地上波2波を想定した場合でも、事業を再編成



地上波放送

- ・マスメディア集中排除原則の緩和
- ・地上波放送用の周波数帯の他事業者へのリースの容認
- ・地域を限定しないIPマルチキャストによる地上波デジタル放送の再送信



- ・放送事業者の経営基盤の強化
- ・コンテンツの円滑な流通の促進

+

- ・競争の一層の促進
- ・コンテンツの質の向上



「規制改革・民間開放推進3か年計画(再改定)」(平成18年3月31日)←当会議第2次答申

- 地上波放送局の再免許手続の厳格化等
- 放送の伝送路の多様化
 - ・電気通信役務利用放送制度の見直し
 - ・再送信に係るルールの明確化等
- 放送事業者の電波利用料の見直し 等

行政改革委員会

「規制緩和の推進に関する意見(第2次)－創意で造る新たな日本－」(平成8年12月16日)抜粋

Ⅱ 分野別各論

3 情報・通信

(前略)

今般、純粋持株会社方式によるNTTの再編成方針が公表されたところである。本方針の取りまとめに当たってのこれまでの関係各方面の努力は評価する。しかしながら、純粋持株会社は子会社各社の経営に関する決定権を統一的に有するため、本方針によって公正有効競争が確保され得るのかについては強い懸念がある。当委員会としては、次期通常国会に向けて、公正有効競争確保のために適切な措置が講ぜられるよう、今後も引き続き監視していきたい。

(後略)

行政改革委員会「最終意見」(平成9年12月12日)抜粋

Ⅱ 規制緩和の推進【分野別各論】

4 情報・通信

(前略)

持株会社方式でのNTTの再編成は、公正有効競争確保の観点からは、委員会意見の趣旨とは異なるものである。また、この結果、NTTに対する非対称規制を残さざるを得ず、規制緩和の推進も、その面では不徹底なものとなった。

(後略)

このような構造をIP化時代に持ち越さないために、

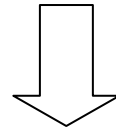
- アクセス部門を含むボトルネック設備の機能分離
- 非対称規制など公正競争確保のための施策の徹底

その上で、

- できるだけ早期に通信関連法制の抜本的な改正
- ⇒ 持株会社の廃止、東西会社の業務範囲規制の撤廃等

通信と放送の融合

融合時代に相応しい制度の在り方を検討すべき。



まず、当面の課題として、

- インターネット配信の著作権法上の位置付けについて明確化すべき。特に電気通信役務利用放送に該当するIPマルチキャストについては著作権法上の「有線放送」と位置付けるべき。
- 技術的に通信・放送共用化が可能となっている伝送機能について、通信・放送共通の規律を適用すべき。